令和6年度 常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画に係る具体的な取組の実施について(計画)

| 取組項目 | 不正発生要因及びその内容 | 具体的な取組内容 |
|---|---|--|
| (1) 責任体系の明確化 公的研究費の運営及び執行管理に関する責任体系を明確にする。 | ・令和3年度に改定した不正防止計画に基づく責任体系について、各責任者の 理解は深まっているが、全ての構成員の理解の浸透度合いが明確ではなく、引き続き 不断の努力が必要と思われる。 | 研究費の不正使用防止に関する意識調査を実施して、構成員の理解度及び周知の取組の効果について検証する。・各責任者の具体的な役割を浸透させるため具体的な役割を明確に示して、グループウェア等を活用し一層の周知を図る。 |
| (2) 適正な運営及び執行管理の環境整備公的研究費の事務処理に係るルールの明確化・統一化を図る。 | ・「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費執行の手引き」に基づく手続きが行われていない例がある。・公的研究費の執行における発注・検収業務は原則として事務部門が実施することについて研究者の理解が十分でない可能性がある。 | ・引き続き、「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費(公的研究費含む)執行の手引き」 の内容の充実を図り、グループウェア等を活用し、関係者に周知する。 ・啓発活動において発注・検収業務は原則として事務部門が実施する点について周知徹底を図る。 |
| (3) 不正発生の要因の把握及び不正防止計画の策定・実施公的研究費の執行における課題及び問題点を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。 | ・内部監査やモニタリングの結果に基づく本学固有のリスク要因の分析・ 把握に基づいた不正防止計画を策定、実施していく必要がある。 | ・不正防止計画推進部署と内部監査部門は、内部監査及びモニタリングの結果の分析を 連携して行い、本学固有のリスク要因を把握し、不正防止計画を策定する。 |
| (4) 公的研究費の 適正な執行管理 公的研究費の執行状況を的確 に把握し、適正な執行管理をす る。 | ・物品等の購入に関して、事前に物品購入申請(支出負担行為手続)が行われず、事務部門のチェックシステムが機能していない例がある。 ・研究協力者の旅費に関して旅行の事実及び費用の確認ができる資料がない例がある。 ・研究に同行する研究協力者の業務が不明確で、業務内容や報酬額など業務依頼の事実を示す資料及び実際に業務が行われたことの事実を示す資料がない例がある。 ・ソフトウェアライセンス契約、精密機器のサポート契約について研究期間に収まる契約であることが原則だが、研究期間を考慮せず永年のライセンス契約を行っている例や、より短い期間の契約単位があるにも関わらず長い期間の契約を行っている例がある。 | 「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費(公的研究費含む)執行の手引き」の内容の充実を図り、一層の周知を図る。また、事前の申請手続きについて啓発活動で周知を徹底する。 研究協力者の旅行に関する手続きについて、旅行の用務やその実績等について適正な証拠書類を管理できるよう現行の手続きの見直しをはかる。 「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費(公的研究費含む)執行の手引き」に盛り込み、グループウェア等を活用し、関係者に周知する。 |
| (5) 情報発信・共有化の推進 学内の情報共有はもとより、 本学の取組等の主体的な情報発 信等を行う。 | ・本学における具体的な使用ルールや不正防止の取組について、全ての構成員の理解の浸透度合いが明確ではなく、引き続き不断の努力が必要と思われる。 | 研究費の不正使用防止に関する意識調査を実施して、構成員の理解度及び周知の取組の効果について検証し、周知方法について検討する。 引き続き学内のグループウェア等を活用し、「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費(公的研究費含む)執行の手引き」や関係規程等を周知する。 |
| (6) モニタリングの体制 実効性のあるモニタリング体制を整備するとともに、リスクアプローチの観点に立ったモニタリングを実施する。 | ・モニタリングや内部監査は定期的に行われているが、本学固有の不正発生リスクについて不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携を深める必要がある。 ・本学固有の具体的不正発生リスクに対応したリスクアプローチ監査を継続して実施していく必要がある。 | ・不正防止計画推進部署は不正発生要因の情報を的確かつ速やかに内部監査部門に提供するとともに、内部監査部門はその情報を監査計画に適切に反映させて、内部監査の充実を図る。 ・内部監査部門は、本学固有のリスク要因の分析に基づきリスクアプローチ監査の充実を図る。 |